身体障害者診断書・意見書 (小腸機能障害用)

414	LT:-	++
念	恬	衣

氏名	明治 大正 昭和 平成	年	月	日生 ()歳	男・	· 女
住所							
① 障害名 小 月	場機能	障	丰				
② 原因となつた 疾病・外傷名				、その他の事故		ξ,)
③ 疾病·外傷発生年月日 年	月	目	・場所				
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)							
障害固定	三又は障害確定	(推定)		年	月		日
⑤ 総合所見							
〔将来再認定 要(1年後・2年後・3年億・3年億0 その他参考となる合併症状	年後・ 4年後・	・5年後	・その他	年	三後) ・	不要]
● での底参与となる日内近外							
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を	付す。						
年 月 日							
病院又は診療所の名称							
所在地							
診療担当科名 		<u>医</u>	師氏名				
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は身体障害者福祉法別表に掲げる障害に							
・該当する			級相当				
・該当しない							
注意 1 原因となった疾病には突発性仮性腸閉塞、中腸軸捻症等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、奈良市社会福祉審議会から改めて次項以降の部分につきお問い合わせする場合があります。							

身長 cm 体重	kg	体重減少率 (観察期間	% 箇月)
 小腸切除の場合 (1) 手術所見: ・切除小腸の部位 ・残存小腸の部位	しを添付する。)	、 長さ 、 長さ (できれば手術記録の	cm cm 写しを添付する。))
2 小腸疾患の場合 病変部位、範囲その他の参考となる所見			
(注) 1及び2が併存する場合はその旨を併記する [参考図示]	こと。		
	切除部位		
3 栄養維持の方法(該当項目に○をつける。) ① 中心静脈栄養法: ・開 始 日 ・カテーテル留置部位 ・装具の種類	年	月 F	∃
・最近6箇月間の実施状況・療法の連続性・熱	- (最近6箇月 (持続的 (1日当たり	• 間歇的)	日間)
 ② 経腸栄養法: ・開 始 日 ・カテーテル留置部位 ・最近6箇月間の実施状況 ・療法の連続性 ・熱 量 	年 (最近6億 (持続的 (1日当た	節月間に り ・ 間歇的)	日 日間) al)

③経口摂取:

- ・摂取の状態 (普通食 ・ 軟食 ・ 流動食 ・ 低残渣食)
- · 摂 取 量 (普通量 · 中等量 · 少量)
- 4 便の性状: (下痢・軟便・正常) , 排便回数 (1日 回)
- (測定日 年 5 検査所見 月 日) $/\text{mm}^3$ 血色素量 $g/d\ell$ 赤血球数 血清総蛋白濃度 $g/d\ell$ 血清アルブミン濃度 $g/d\ell$ 血清総コレステロール濃度 mg/dl, 中性脂肪 $mg/d\ell$ 血清ナトリウム濃度 mEq/ℓ、 血清カリウム濃度 mEq/ℓ 血清マグネシウム濃度 血清クロール濃度 mEq∕0 、 mEq/Q

血清カルシウム濃度 mEq/0

(注)

- 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。
- 2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値によるものと する。
- 3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。
- 4 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小 腸機能障害の障害程度については再認定を要する。
- 5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸 機能障害の場合は6箇月間の観察期間を経て行うものとする。